

（午前9時30分 開議）

○議長（中本正人君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は20人で全員であります。

○議長（中本正人君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中本正人君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番 石橋君、6番 小林君の2人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中本正人君）日程第2 一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は17人です。

質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、7番 高本君。

〔7番（高本勝次君）登壇〕

○7番（高本勝次君）皆さん、おはようございます。1番の質問ということで緊張していますが、どうぞよろしく。選挙終わった最初の一般質問始まりましたということで、私は今まで、この1年間議員させていただきましたけども、これからも市民の命、暮らしを守るために精いっぱい頑張ってまいりますので、市民の皆さんと議員の皆さん、ひとつどうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行

います。

まず、第一点目ですが、地区公民館に支所機能設置ということで質問させていただきます。

旧橋本市と旧高野口町が合併して約9年になります。当時の合併協議会では、高野口町の委員の皆さんからの支所・出張所の要望で議論になりました。また、平成18年12月の橋本市議会定例会でも、高野口町支所（出張所）設置請願について、が審議され、当時の富岡清彦議員、清水信弘議員が賛成討論をしています。昨年、日本共産党橋本市委員会のアンケート調査でも、支所の要望が本当にたくさん出されています。それをもって以下の質問を行います。

質問の一つ目は、合併協議会の当時、委員でもありました平木市長にお聞きします。旧橋本市と旧高野口町との合併は、対等合併であったかということで理解していいんですかどうかお聞きします。

質問の二つ目は、平成20年2月、県議会の定例会で、当時、県議会議員であった平木市長はこうに言っています。「私たち合併を推進した人間は、合併に賛成した人の期待に応えなければなりません。また、合併に反対した人には、合併して本当に良かったと思ってもらえるような結果を出さなければなりません。」このように発言しておられました。今の高野口の現状を見まして、市長は今後どのように新たな結果を出そうということでおられるか、お尋ねしたいと思います。

質問の三つ目は、昨年12月議会の私の質問で、今後一層市民の高齢化が進む中で、各公民館での市民の相談窓口設置の必要性がある

と答弁をいただいております。全ての公民館から始めるのではなくて、できるところから始めていく計画を持っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

質問項目の二つ目ですが、コミュニティバスについてお尋ねします。

現在、国道24号の那賀バスの運行は、1日午前1本、午後1本と、ほぼないに等しい現状であります。国道24号沿いの市民から、コミュニティバスの要望が本当に強く求められています。本当に私も市内の皆さんといろいろ対話していく中で、すごい要望が出されておりますので、次の質問を行います。

質問の一つ目は、市民の地域公共交通を守る行政としての責任がありますが、どのように考えておられますか。

質問の二つ目は、コミュニティバスの利用者は年々増えています。とりわけ高齢者の方にとって、バスに乗って外出することは健康増進につながります。高齢化が進む中で、コミュニティバスの位置付けを今後どのように考えておられるか、その認識をお尋ねしたいと思います。

そして、質問の三つ目です。3項目めは、安全保障関連法案について市長にお聞きします。

日本国憲法前文は、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」また、「これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と書いています。この立場から、市長にお伺いします。

質問の一つ目は、市長は、日本国憲法前文のこの立場でおられるかどうか、改めて、まずはじめにお聞きいたします。

二つ目に、安全保障関連法案、今国会で審議中ですが、安全保障関連法案の条文には、これまでの政府見解でありました「自国が直接攻撃されていない場合、集団的自衛権は行使できない」、こういったことがずっと貫かれておったわけですが、全くこれを否定する状態に、今、この関連法が出されております。これは、憲法で「国の交戦権は、これを認めない」とはっきりと宣言しているから、多くの憲法学者も当然憲法違反であると言っています。6月4日の衆議院憲法審査会で、参考人の憲法学者3人、呼ばれてましたが、3人全員が、「今回の安全保障関連法案は憲法に違反する」と表明いたしました。自衛隊員、市民の命、安全を守る立場から、市長の見解をお伺いしたいと思います。

以上で演壇での質問を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（中本正人君）7番 高本君の質問項目1、地区公民館に支所機能設置に関する質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。高本議員の質問にお答えをします。

地区公民館に支所機能設置についてお答えをします。

まず、「旧橋本市と旧高野口町との合併は対等合併であったと理解するのか」との質問ですが、合併の方式については、平成16年3月に開催された第1回橋本市・高野口町合併協議会において、橋本市及び高野口町を廃止し、その区域をもって新たな市を設置する新設合併でとすることが確認されています。当時、私もこの合併協議会会の委員であり、いわゆる対等合併であったと理解しています。

次に、高野口町の現状を踏まえ、今後どのように新たな結果を出そうと思っているのか

との質問ですが、特に重点を置いている取り組みとして、今年4月に、橋本市地場産業振興センター2階に、はしもとブランド推進室を設置しました。このはしもとブランド推進室は、高野口町を拠点に関係機関、団体から構成するチーム橋本として官民一体となり、橋本市の地域資源を国内外に売り出し、はしもとブランドの構築に臨んでまいります。また、1階にある裁ち寄り処についても改装し、橋本市の特産品の販売拠点として、同じく4月にリニューアルオープンしました。

高野口駅前周辺は、歴史・文化資源が多くあり、この地場産業振興センターを中心に、地場産品の展示・販売、体験、地域の交流及び情報発信を行い、あわせて観光客の誘致にも積極的に取り組んでまいります。

これらに係る取り組みについては、直ちに効果が現れるというものではありませんが、まずは商工業の活性化や、観光振興において結果を出していきたいと考えています。

他の質問については、担当参与から答弁をいたします。

○議長（中本正人君）企画部長。

〔企画部長（北山茂樹君）登壇〕

○企画部長（北山茂樹君）皆さん、おはようございます。

三点目の、市民相談窓口を一部の地区公民館から開設する計画は持てないかとのご質問ですが、昨年の12月議会でもお答えしたとおり、高齢者支援の仕組みを構築することについては、各地区公民館を拠点として全市的に取り組む必要があると考えていますので、一部の公民館から始めるという考えは持っていません。

現在、高野口地区公民館に福祉相談員を1名配置し相談業務を行っていますので、今後とも相談内容や件数等のモニタリングを行いつつ、その一方で、市職員体制も勘案しながら

相談窓口の設置時期について考えていきます。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お尋ねします。

今、答弁で市長のほうから対等合併ということで認識されているようですが、これこれの条件があって対等合併だったということで説明していただけるんだったら、ちょっと簡単に申し上げられたらお願いしたいと思いません。対等合併等という、いろいろな条件はなかったんですかね。こういう条件で対等合併ということがわかるような表現はあるんですか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

先ほど答弁しましたように、橋本市及び高野口町を廃止し、その区域をもって新たな市を設置する新設合併であるというふうに申し上げました。新設ということで、合併協議会において、これからどういう合併をしていくのかということも議論されてますので、特段これを決められたということはないように認識をしています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そうやったら二つ目にお聞きします。

第2回合併協議会のことなんですが、旧高野口町と橋本市との合併のことですが、そこで参加されておりました高野口町の福井康雄委員の意見では、こういう意見が出されております。私、合併協議会の議事録をとって見ましたんですけども、そこに書いておりました。

福井委員の意見で、こう言っておられまし

て、現行サービスの水準を低下させないことを原則として調整するものとし、合併の基本的な重要な原則が確認されています。この原則どおり合併されたかということについてお尋ねしたい。どうお考えでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

私は、原則どおり合併をしたというふうには認識しておりますし、特に、福祉の関係では、ほとんど橋本市のサービスに合わせてきたというふうなこともありますので、それは合併協議会の中で、しっかりと議論されたことだと認識をしています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、ちょっとお尋ねいたします。

今申し上げた第2回合併協議会で採決をとったときに、17対3で高野口町役場は1年後には廃止するということが早々決まりました。そこでお聞きします。政府総務省が平成24年12月31日付で公表しました報告があります。私がネットで見たんですが、当時、平成24年12月31日付の公表でしたんですが、そのときの時点で、合併でできた全国で590自治体がありました。そこで、この調査によりますと、支所・出張所を残さなかったのは、たったの五つの自治体です。橋本市以外の四つの自治体、市長、ご存じでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）知りません。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）私、調べたんですが申し上げます。一つは、秋田県八峰町、もう一つは、三重県紀宝町、あと一つは、兵庫県西

脇市、最後に佐賀県白石町でございます。そして、橋本市の五つ。590もある自治体、政府の調査の中で、たったの五つでございます。いろいろ合併協議会でのいきさつはあったと、決まったことは当然ではございますが、そういう事態をちょっと認識していただきたいと思えます。

中でも、三重県紀宝町では、人口1万1,000人、1町1村の合併で、1年後に支所を廃止しました。住民サービスに合わせるために、どのようなことをしているかといいますと、週に1回、毎週です。週に1回、午前2箇所、午後2箇所、公民館集会所などを利用して、自動車で移動する、いわゆる移動支所を現在やっておることが、私の問い合わせでわかりました。そのときに、急ぐような書類の手続きがございましたら郵送してくれるということであるそうです。

このようなやり方をしてほしいというわけではございませんが、本当に合併して困った人たちの、何とか解決しようという姿勢が現れているように私は思います。本市でも、住民の要望に応じていくという計画を、私は再々この問題を取り上げるんですが、支所・出張所の問題を取り上げるんですが、計画をもって具体的にしていくという考えを示していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

私も就任当初に、公民館を利用した支所の運営をいかにしていくべきかというのを考えている、というお話をさせていただいています。その中で、今1人配置してはいますが、非常に相談件数が少ないというのが現状です。

そういう中で、これから少子高齢化がさら

に進みますし、地域包括ケアシステムを構築していくという部分では、今後、公民館を活用した形を考えていくというのが必要ではないかというふうに考えています。

ただ、まだ地域包括ケアシステムというのでも、まだまだこれからどういう形でしていくのかということを考えていかなあきません。そういう中で、今後どういう方向で進めていくのかというのは、いろんなケース、また、あるいは相談件数が増加するとか、そういうことであれば何らかの形を考えていきたいというふうに考えています。

先ほどから、支所が廃止になった、復活したところもあるというお話もお聞きしてはいますが、これは合併協議会の中で、別に大きな反対論もなく決められたことでしたので、それについては、24年当時のことにつきましては、私はここにいてませんので、よくわかりませんが、今後、そういう支所開設にというのは、なかなか現状の財政的な問題、人員的な問題を考えましても、非常に厳しい現状がありますので、他市町を一応調査させていただいて、一番いい方法はないのか、そして、地域包括ケアシステムの中で考えていくことができないのかというのを、調査・研究をしてみたいと思います。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）申し上げます。

日本共産党橋本市委員会が昨年行ったアンケート調査なんですけど、そこではやっぱり支所の要望というのが、すごく意見出されております。こういった意見がございまして、子ども関係とか、税金関係の手続きができるように何とかしてほしいという要望がございまして。また、生活相談、医療相談なんかもぜひともしてほしいんですという声もございまして。高齢者が、年金、国保、税金のことで説明を聞けるような、そういう場所が欲しいという

ことで言っています。期日前投票ができるように何とかならないかということも、同時に言われております。特に、自動車に乗れない、乗れなくなった高齢者が多くおられて、そういった方たちからの声がたくさん出されております。

地区公民館に支所機能を設置する要望は、本当に切実でございます。具体的にできるところからまずは取りかかる。以前、部長からの答弁もありましたが、30人ぐらいのOBといった人たちができるようなところまでとおっしゃってございましたが、本当に用意ドンで全ての公民館でやるのではなくて、できるところからまずは一つ一つ始めていくということが、市民から喜ばれるんじゃないでしょうか。どこの公民館が必要かというのは、いろいろ判断がありますが、そういったことをぜひとも、繰り返しますがお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

先ほど、車のない方、あるいは免許のない方、不便をおかけしているとは思いますが、今の現状は、橋本市内がそういうような状況になってきています。そういう中で、橋本市も65歳以上の方が1万8,000人を超えた。28.1%の高齢化率であるということの中で、やはりトータル的に物事を考えていくという必要があるのではないかというふうに思っています。

高野口に支所をつくれば、また、北のほうからもつくってくださいという、以前、市会議員をしているときに、そういう要望があったような記憶をしていますので、その都度、必要に応じて対応していく。そして、どの程度の事案があるのかということも含めて、先

ほど高本議員がおっしゃられたように、移動車を出していくという方法もあるのかなとは思いますが、現状では、やるということはなかなか申し上げられませんが、何らかの手当はしていかなあかんというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）この問題について、もう一つお尋ねします。

平成26年度の自動交付機での証明書発行の件数を私、係のところで聞いてまいりました。本庁では、昨年度、2万7,899件でありました。紀見北地区公民館では2,814件、城山台センターでは2,290件です。また、高野口地区公民館では3,374件という自動交付機の発行になっております。そういう意味では、高野口地区公民館はわずかばかりですが、ほかのところよりも多く出ております。

そしてまた、調べたんですが、税務関係で窓口に来られた方の人数も掌握できましたのでお聞きしましたら、市民税の関係で1万339件、固定資産税の関係では2,087件、これは本庁での窓口受付の件数でございますが、あわせて1万2,426件、高野口町地域にお住まいの皆さんは、こういった直接行かなくてはできない人たちは来られていると思えます。

先ほど答弁ありましたように、高野口地区公民館に行政相談員が1人おられますが、何せ、直接本庁に行かなくてはと思っておられる方がすごく多いと思えます。だから、そういったことで、直接窓口に行かれています方がこの中に含まれていると思えます。そういった意味で、その実情をどうしてもご理解いただきたいと思えます。

それから、蒸し返すみたいですが、第2回合併協議会でこういった意見を出された方もおられます。杉本氏です。高野口のご住所の

方ですが、この方が、合併協議会でこう言っています。「役場に通う頻度が、ここに私、データをちょっといただいておまして、福祉関係で庁舎に訪れる方が、月平均326件ございます。」また、「税務課に訪れる方が月平均が918人、保険課では680人、それから住民課では1,909名、介護室では100名、全部あわせて3,933名」、当時、庁舎に来られていたらしいです。今の実情からいって、それぞれが努力されて本庁まで来ていると思うんです。こちらでわからないだけのことです。市民課で聞きましたら、直接窓口に来た人はカウントしてないのでわからないと。税務課で今申し上げたような数がわかったんですが、そういったことで、ともかくしょうがないからそうしているという、本庁に来ているというという実情をご理解いただきたいと思えます。

そういう意味で、私が繰り返しこの問題を取り上げるのも、そういうところでございしますので、ぜひ理解していただいて、調査研究を含めて早急に、いろいろ具体的に、前向きに展望の見えるようなお考えを示していけるような形で、繰り返し質問しますが、今後ともぜひ考えていただきたいということを含めてお願いしたいと思えます。

これで、この件についての質問1項目めを終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、コミュニティバスに関する質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（吉本孝久君）登壇〕

○総務部長（吉本孝久君）コミュニティバスについてお答えいたします。

地域公共交通は、市民の皆さまが安全で安心して暮らすための重要な要件の一つであり、今後ますます高齢化社会が進む中、地域公共交通の果たす役割は非常に大きいと考えます。

市内には鉄道、バス、タクシー等、多くの公共交通機関が存在しており、コミュニティバスを含め、市内公共交通機関が互いに連携と役割分担を行い、おのおの特性を生かしながら、より良い公共交通体系の構築を図る必要があります。

そのため、第二次橋本市生活交通ネットワーク計画に定めた目標達成をめざしたいと考えます。具体的には、コミュニティバス等の効率的で持続可能な運行のためのガイドラインの策定と運行見直し、バス以外の移動手段の導入可能性について検討するなど、誰もが安心して暮らせるよう取り組んでいきたいと考えます。

次に、高齢者等についてのコミュニティバスの位置付けについてですが、平成26年度コミュニティバス年間利用者は5万9,542人で、そのうち75歳以上の利用者が2万7,631人で、75歳未満の利用者も含めると多くの高齢者の方が利用し、高齢者の外出の促進、健康増進について寄与しているところです。

本市としては、引き続き高齢者等の利用促進に配慮しつつ、先の計画目標に向けて取り組んでいきます。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、はじめに一つお聞きします。

地域住民の切実な要望ということで、このコミュニティバスが出されておりますが、例えば、申しますとこういったご意見がございまして、伏原町に住む82歳の婦人の方でございまして、息子さんと2人暮らし。息子さんは、仕事で朝7時に出て夜10時まで帰ってこない。このご婦人は、自転車にも乗れないということで、平日は外出はほとんどしていないということでございまして。自宅に引きこも

っているというふうなことが多いということでおっしゃっていました。もう一つ、野地域に住んでおられる方は、国道までなら歩いて行けるんですが、足が悪いので、市役所や病院まで行くのが本当に困っておっしゃっています。それとまた、国道沿いの神野々地域に住んでいる方でございますが、市役所へ行くにも、足腰が悪いので本当に大変ですとおっしゃっています。

こういったことで、特に高齢者の住民から、本当に何とかしてほしい、国道24号沿いの人たちはすごくそうおっしゃってる方、本当にたくさんおられます。

そこでお聞きします。コミュニティバスの導入に関するガイドラインという規定がございまして、そこには、運行計画のところでこのように書いています。「路線バスでは運行できない時間帯をコミュニティバスが分担するなど、運行系統、運行回数、運行時刻の設定にあたって相互の補完を図り、競合を回避するよう配慮すべきである」と言っています。現在、那賀バスが運行していない時間帯にコミュニティバスを運行してほしいという住民の要望は、本当に当然ではないでしょうか。地域公共交通を確保するために、具体的な計画を持つことが大事ではないでしょうか。

そんな意味で、ちょっと今申し上げたことで、ガイドラインでは、路線バスの走っていない時間帯に出すことはできるということで言っていますので、その方向で1日2本しか走っていない路線バスですから、何とか努力していく方向を示していくべきではないでしょうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）コミュニティバスは、路線バスを補完するためのものであります。那賀バスの運行時間帯に走らせると、競合となります。そのため、那賀バスの運行時

間帯を除く時間設定をする必要があり、コミュニティバスが一回りする途中に、那賀バスの運行時間帯を除いた時間に国道24号を運行するという条件をクリアしなければなりません。

ただ、そういうふうにするにより、さらに那賀バスの乗客は減るということも考えられます。路線バスと競合する区間は、相互の補完を図り、競合を回避することが条件ということですので、今後ネットワーク協議会で協議してまいります。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）路線バスと競合、今の説明、ちょっとわかりにくかったんですが、路線バスの走っていない時間帯にコミュニティバスを出すことは、現実的には、このガイドラインではできるんですね。お聞きします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）ガイドラインによりますと、競合しないように、時間帯の、その辺の調整とかいうふうなのをするというふうに書いておりますので、可能ですけども、実際にそういうふうな時間帯をずらして運行しますと、路線バスに影響を与えるということで、なかなか難しい問題だと考えます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）どうもちょっと今の説明、理解しにくいんですが、どういう意味でしょうか。ガイドラインで空白の時間帯に、その時間帯に道路を走るということではできるように書いてはいるんですが、こういう表現じゃないでしょうかね。このガイドラインの説明は。

お聞きします。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）具体的に申し上げますと、那賀バスは平日運行2本のみとなっております。時間につきましては、午前9時

20分発と午後6時40分発、この2本しかございません。那賀バスが運行している時間、その時間を除いたところにコミュニティバスを走らせることになるんですけども、ただ、全ルートの一回りする時間もありますので、その調整が困難ではないかなというふうに考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）お聞きします。

運行見直しをお願いしたいと思うんです。例えば、難しい問題ですが、コースを変えたり、バス停が増えたりすると、かなり時間がかかって市民からの苦情もあるかもわかりませんが、一つは、私が今申し上げている国道24号、これは西ルート、それと中ルートが走っております。一部、そこを走っているので、走っているところが西部地域でございます。西ルートは1,813人、これは昨年1年間ですが利用されています。中ルートは1,857人ということが、これは増加分でございます。これだけ一昨年と比べて、25年度と26年度との差では西ルートが1,813人増えています。中ルートは1,857人増加しています。このように、乗車数が増えているということでございます。利用者が増えているということでございます。

そういったことで、財政的な問題もございしますが、一つお聞きします。

政府が今、地方創生と言っておりながら、この赤字分について特別交付税が、コミュニティバスの赤字分の特別交付税が出るんですが、年々減らされているということをお聞きしております。こんな減らされるから、もう黙ってしょうがないということで、全国でコミュニティバスを創設するところが増えてきたから減っているみたいに答えますが、政府に対して、地方創生、創生と言いながら、減らしたらおかしいんじゃないかということで、逆行している、地方創生どころやないと

思いますので、特別交付税を減らすなんてものほかとは私は思います。逆に増やすべきじゃないでしょうか。困っているわけですから。

だから、市長のお立場から、政府に対して、特別交付税を減らすのはおかしいんじゃないかと、増額してほしいと、増額というか減らすようなことはやめてほしいことを、やっぱり意見を上げていくことが大事じゃないでしょうか。ぜひともそれをしていただきたいんですが、いかがな考えでしょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えします。

恐らく、補助金として入ってきてます。橋本市もピーク時が2,600万円あったと思います。現在はたしか1,600万円まで減少してきているということで、一般会計から4,000万円ぐらいの、今、補填をせなあかんというふうな状況に来ています。

那賀バスについては、私も就任早々、廃止するのをやめてくださいという陳情に行っていました。そのときの1台当たりに乗っている乗客の皆さんの数というのが0.何ぼで、1人乗ってないというふうな状況の中では、もうバスも減らさざるを得んということでお話を聞いています。

私どもとしましては、今後、一度国のほうへの陳情は仕掛けたいとは思いますが、共産党、高本議員におかれましては、党の国会議員にそういう働きかけをしていただければ、逆に、ほかの自治体も同じような悩みを抱えていると思います。過疎地域では、過疎債をコミュニティバスの赤字にはめているところも現実あります。残念ながら橋本市はそれには、過疎債というのは使えませんので、充当できません。

それから、もう一点は、この2年でバスルートを見直すというふうなことになっていきます。そういう中で、ただ国道24号に重点を置いて、例えば高野口でしたら、田原とか、あっちの、信太とかのほうに、時間的なことを考慮したときに、もっと時間かかるようなルートにするのか、もっと短いルートにしているのかというのは、これからの課題だと思います。

例えば、北ルートが本格的なルートになっても補助金の増額はもうありません、というふうな、非常に国の補助金が、どんどん市町村が増えてくる分、同じ予算の中でしか分配されませんので、そういう厳しい現実もあります。この分については、恐らく地方創生の枠には入ってませんので、できるだけ、また市長会等、東京へ行くときがありますので、そのときに一度、国会議員に働きかけを、また、国土交通省のほうへ働きをしていきたいというふうな考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら最後に、この件についての質問をちょっとだけ。

1月、2月にコミュニティバスの利用状況を調査した報告が、17日の協議会の会議で報告されているようなんですが、質問時間が少ないので、概略こんなふうな調査報告しましたということで、報告していただけたらいかがでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）先日、ネットワーク協議会を開催いたしましたので、その報告資料を説明させていただきます。

平成26年度で1年間、東ルートで1万658人の利用、中ルートで2万5,623人の利用、西ルートで9,296人の利用、北ルートで1万3,965人、合計としまして5万9,542人の利用

となっております。

ちなみに、27年の4月、5月と26年の4月、5月を比較いたしますと、東ルートでは利用人数は減っておりますが、中ルートでは増加しております。西ルートも増加しており、北ルートも増加しております。こういう利用者の状況でございます。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）人数はわかったんですが、ご意見というか、アンケート調査した意見、どういふのが出されておったんでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）ピックアップしてご説明をさせていただきますと、利用者アンケートの中身の例を挙げますと、コミュニティバスの路線の見直しや増便についてどうかというふうなアンケートなんですけども、現状維持というのが35.8%、増設・増便すべきというのが34.9%となっております。

それから、バスの路線の見直しや増減便の、実際、コミュニティバスの利用をしている方のアンケートでは、現状維持が35.1%、増設・増便すべきが49.3%、一方、利用していない方のアンケートであれば、現状維持が36.2%、増設・増便すべきが32.5%というアンケート結果との報告をさせていただきました。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）今のアンケート調査で、何か、今後の進め方、持っていく方、お考えは、まだこれから検討されるんでしょうか。

○議長（中本正人君）総務部長。

○総務部長（吉本孝久君）まず、市としましては、このアンケート結果を判断材料にさせていただきたいと考えておりますけども、ただ、国庫補助金の限度額が年々減少されていくこともあり、一回りするのに約90分かかっております。それを短縮しまして、あと、コ

ミュニティバス以外の移動手段の検討もいたしまして、ネットワーク協議会に諮るということになります。

ただ、これにつきましては、地方公共団体と民間事業者の連携、協働が必要であると考えております。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、二つ目の項目の質問を終わります。

次の質問、お願いします。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、安全保障関連法案について市長に問うに対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の安全保障関連法案についてのご質問にお答えをします。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を三大原則とした最高法規であることは、皆さんご承知のことと存じます。

その前文は、「ここに主権が国民に存することを宣言」とあり、国民主権であることを明記されています。また、「その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使」とした代表民主制について述べられ、さらに、「これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらはこれに反する一切の憲法、法令、詔勅を排除する」とあり、国民主権は人類の普遍の原理で、いかなることがあっても排除できないものと宣言をしています。

また、恒久平和を念願し、平和のうちに生存する権利を有することを確認するという平和主義、平和的生存権についてもうたわれています。

議員おただしの一点目について、私はこの前文を理解しており、もちろん、その内容にも賛同していますし、尊重すべきと考えて

います。

次に、二点目についてですが、安全保障関連法案については、現在、国会において、いろいろと議論されているところであり、マスコミにおいても数多く報道されています。

戦後70年の節目にあたる平成27年を迎え、市民の生命や生活、安全を守る立場にある者として、憲法前文にもありますように、再び悲惨な戦争が起こることは絶対にあってはならないと考えています。これは、日本国民の全員に共通する思いであろうかと思えます。

ただ、違憲か合憲かの見解については、私は判断する立場にありませんので述べることはできませんが、今後、安全保障関連法案については、国会において十分議論され、決定していくことになろうかと思えます。

この法案は、国民の関心も高く、日本国にあっても、また、国民にとっても大変重要な法案であることから、慎重審議を尽くされた上で決定されることを切望しながら、その動向を注視していきたいと思えます。

○議長（中本正人君）7番 高本君、再質問ありますか。

7番 高本君。

○7番（高本勝次君）そしたら、一点お聞きします。安全保障関連法案、今、国会で審議中で、今、市長がご答弁されたように、マスコミでも多くの方が、今国会で強引に決めることはやっぱり問題だということで、おっしゃってる方が8割を占めております。ですから、朝日新聞、毎日新聞も、各社そろって社説でも繰り返し慎重な審議をされるべきということで訴えています。

そこで、安全保障関連法案ということで、その中で自衛隊の役割を大きく変えてしまう内容になっております。そこで、ちょっとお聞きしたいと思います。

今年度の自衛官の募集のことをございます

が、橋本市は、今年5月に自衛隊和歌山地方協力本部から、自衛官募集の対象者、18歳の住民基本台帳を用意して閲覧させてほしいという協力のお願いが来ました。ごく自然に用意して閲覧していただいたそうなのですが、今、国会で、この自衛隊の問題が議論されている真っ最中だけに、そういった住民基本台帳でございますから、なかなか見れないものでございます。それを本当に慎重に配慮していかなくてはならないんじゃないかなと私はすごく思っております。集団的自衛権で、日本が再び戦争する国になってしまい、市民でもある自衛官の命にかかわることにもなりかねないということに私は思います。

そういった意味で、今後慎重に、そういった要請が来たときに対応されるようお願いしたいと思えますが、いかがでございましょうか。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

募集については、政令によって決められていることでありますので、なかなか拒否するのは難しいということでありまして、安保関連法案と自衛隊募集というのは関係ないことではないかと私は思えます。自衛隊の皆さんには、災害でもお世話になっておりますし、PKOでも非常に危険なところへ行っておられることも事実でもあります。

ただ、自衛隊というのは、今本当に日本にとって、必要不可欠な存在になっています。一時、自衛隊は違憲やというふうなご意見も、だいぶ前にあったかなというふうに記憶しておりますが、ただ、やはり組織というのは、若い人材に来ていただいて、より安全な日本を守るため、そして、災害の対応をしていくためにも、そういう部分では必要であると考

えておりますので、これを安保法案に関連付けて、であってはだめだというふうになるのであれば、少しおかしいかなというふうに私は思っています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）市長のご答弁、もっともでございます。ですけど、今回、この安全保障関連法案で問題になっている、再び日本がアメリカの起こす戦争のところ、地球の裏側まで行かされてしまうおそれがある。繰り返し国会でも議論されているところでございます。そういった意味で、災害においてはすごく自衛隊の存在意義は大きいと思います。当然、それはそうでございます。ところが、同時に、今、国会で議論されておりますように、この安保関連法案によりますと、自衛隊が集団的自衛権によって、地球の裏側までアメリカの起こす戦争のところへ行かざるを得ないことになってしまうというところでございます。それは政府の答弁でもはっきり出ているわけですから。

そういう意味では、市民である、橋本市民の中でも何人か自衛隊に入隊されたように今年も聞いております。そういう意味では、市民の立場でもあります自衛官の命を守るということは、すごく大事かと思えます。その命を守らなくてはならない。いざ、戦地に行かされた場合に、すごく心配でございます。そういう命を、自衛隊員の命を守るという意味では、いかがでございましょうかね。

○議長（中本正人君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

自衛隊員の命を守るということは、もちろん大切なことであると認識をしております。ただ、これは国会議員が、もっとしっかり議論をしてほしいというふうに思っています。

いくら周りの人間が反対しても、国でその法整備ができたなら、そういう方向に進んでいくということです。今の議論を見ておられます、ちょっとあまりにも感情的になり過ぎているのかなという部分もありますし、逆に、政局として利用しようというふうな、若干考え方もあるのかなというふうに思っています。

本当に、これは阪本議員の質問にもお答えしたと思うんですけども、私も孫ができて、そういう自分の孫を戦争に送るということはやりたくないし、そういうことはやってはいけないというふうな認識は持っています。ただ、やはり、戦後70年たって、また東西冷戦のような状況も出てきておりますし、また、テロであるとか、周辺事態でもいろんな問題も出てきています。

この法案というのは、逆に、これからの日本の防衛であるとか自衛隊であるとかという、どうしていくのかというふうな非常に大切な法案ではないかなというふうに思っています。これは、別に与党を支持しているとか、野党の法案についてというのではなくて、今、本当に日本の将来を考えたときに、どういう法整備をしていくのか、自衛隊の命を守るためにはどうしていくのかというようなことも十分議論をしていかないと、今は、とにかく賛成と反対が入り乱れた議論になっていると思うんですけども、逆に、自民党以外の対案というのは、出たような記憶も、維新が出すようですけども、そういうふうなことで、どうも国会議員が本当に考えているのかなというふうに、若干不安な気もします。

ですから、この法案というのは、日本の防衛という将来を決める大切な法案でありますので、国会議員が本当に真摯に向き合って議論をしていただけたらなというふうに思っています。

○議長（中本正人君）7番 高本君。

○7番（高本勝次君）市長が今答弁されたようなことで、当然であると思います。誰も皆、心配しておるわけで、自分たちの子どもやお孫さんたちが本当に行かされるかもわからないということで、徴兵制がひょっとしてまた、それも閣議決定なんてとんでもないことで徴兵制が決まるかもわからんという、そういう不安も持っておられるようで、現職自衛官も、きょうも新聞見ましたら、やめていかれる人も増えてきているそうでございます。それは、そういう不安がございますから、そうなると思うわけでございます。

せんだって行われました衆議院の憲法審査会で、憲法学者3人がそろって、自民党推薦の憲法学者も含めて、この法案は憲法違反ということで表明されたわけでございます。こ

こまで言われて、強引にこの夏までに決めてしまうという安倍内閣のやり方でございますが、慎重審議を求めるのは多くなるのは当然でございます。ですから、慎重審議、今、市長が答弁されたように、国会議員はしっかり議論してほしいという、私もそう思います。大事な問題でございます。以後、今後も、私ども日本共産党も、必ずこの法が廃案、審議され、決議されないように、頑張っこれからも取り組んでいきたいと思

これで質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中本正人君）7番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）